

令和7年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託仕様書

1. 件名

令和7年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託

2. 目的

令和7年2月に策定した「龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針」（以下、「本事業方針」という。）に基づき、龍ヶ崎市（以下、「本市」という。）の地域ブランディング「龍を活用した本市のイメージ構築」を展開するため、「令和7年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託」（以下、「本業務」という。）実施し、本市の認知度や情報接触度、来訪意欲の向上を図るとともに、市民のシビックプライド醸成や推奨意欲の向上を目指す。

3. 背景

本市では、目指すまちの姿を市民とともに共有し、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針であり、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」（以下、「みらい創造ビジョン」という。）を令和4年12月に策定し、令和5年1月から計画を実行している。

みらい創造ビジョンでは、特に重要となる3つの施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、各プロジェクトの実現に向けて、重要的かつ優先的な取組を進めている。

その中において、本業務は、「リーディングプロジェクト」で掲げている「魅力創造プロジェクト～もっと魅力が感じられるまちを創る～」の一つである「効果的なシティプロモーション」に位置する事業である。事業を行うにあたり、令和7年2月には「龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針～「龍」を活用したイメージ構築～」を策定したことを踏まえ、令和7年度から本業務に取り組むものである。

4. 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで（ただし、検査期間10日間を含む。）

5. 諸計画との関係性

本業務は、次に掲げる計画等との整合性を勘案しながら業務を遂行していくものとする。

- (1) 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030
- (2) 龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針～「龍」を活用したイメージ構築～

6. 業務内容

本業務の内容及び範囲は、次の(1)から(6)までに定めるものとする。

受託者は本業務を実施するにあたり、業務の目的及び背景、諸計画との関係性を十分に考慮し、本市と協議した上で作業を進めるものとする。

- (1) ブランドシンボルの提案・制作

本事業を展開・推進し、本市のブランド価値を市内外に向けて伝え、本市が一体と

なるよう、龍をイメージしたブランドシンボル（ロゴマーク・ストーリー）を制作する。

本企画提案では、デザイン等の提案ではなく、ブランドシンボルの制作から決定に至るまでの手法や過程といった考え方、想定しているデザインの提案数、想定スケジュールを提案すること。

なお、ブランドシンボルの制作にあたり本市が求める最低条件は下記のとおりとし、契約締結後、本市と協議した上で納品期限などの詳細を決定し、制作を進めるものとする。

① ロゴマーク

ア 本事業を推進する上で、統一的に使用するロゴマークであること

イ 原則として、現在、本市が行っている事業のロゴマークに類似しないこと

ウ 他自治体や民間企業で使用しているロゴマークに類似しないこと

エ 長期間の使用を想定すること

オ 龍をイメージできる配色やデザインであり、カラー、モノクロ双方で使用しやすいこと

カ ポスター、チラシや名刺などの印刷物に掲示することを想定し、目に留まりやすく、印象に残るデザインとなっていること

キ ロゴマークのデザインは、3案以上を提出すること

ク ロゴマークの決定は、市民参加型で最終1案を決定する

② ストーリー

本市のブランド価値を今後の指針として示すストーリーを作成する。市内外に向けて伝えるための具体的な考え方や価値観を共有するものとする。なお、詳細は本市と協議した上で決定する。

(2) セミナーの内容及び開催方法等の提案・実施

市民や地元企業、職員に対し、地域ブランディングの必要性や本事業に対する理解及び意識の醸成を図るために必要と考えるセミナーの内容及び開催数、対象者、想定している講師を提案すること。なお、詳細は本市と協議した上で決定する。

(3) 相乗効果が期待できるプランの提案・実施

本業務を実施する背景や趣旨を理解し、本業務において本市固有の資源や魅力、特徴、事業者などと、本事業を組み合わせることで相乗効果が期待できる実施可能なプランを提案すること。また、契約締結後、本市と協議した上で実施すること。

(4) 効果的な情報発信プランの提案・実施

本業務の背景や趣旨を理解したうえで、メインとなるターゲット（20代から30代後半）に向け、ブランドシンボルや本市のブランディング活動の認知を目的とした効果的な発信のための企画やコンテンツ制作など、本業務の予算内で実施可能な内容を提案すること。

広告を用いる場合は、想定インプレッション（接触者数）などを明記すること。また、ポスターやチラシ、ノベルティグッズなどを制作する場合は、想定される制作部数や個数を明記すること。

なお、本市が想定しているターゲットや制作物とは別に、より有効と考えられる手法がある場合には、予算の範囲内でそれらをターゲットとした提案をして差し支えない。

(5) 持続可能な本事業の推進プランの提案

次年度以降（令和8・9年）の本事業を展開・推進する上で、本事業と連動し、実行性かつ持続性のある具体的なプラン（経費を含む。）を提案する。なお、本項目は本企画提案の予算には含まない。

(6) その他の提案

本項（1）から（5）に記載の業務内容は、公募時点で本市が最低限実施すべきものとする業務である。提案者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で各業務に関連する効果的な提案がある場合は、追加の提案も可能である。

7. 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

8. 著作権の扱いについて

- (1) 本業務において作成された成果品に含まれるブランドシンボルデータ及びブランドストーリー等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む）は、履行期間に関わらず、本市に帰属する。
- (2) 権利関係が委託者に帰属しないものについては、事前に本市と協議の上その扱いを決定する。
- (3) 本業務において納品された成果物に関し、商標登録又は意匠登録等の手続きを必要とするときは、本市が出願人となって費用を負担し、登録手続きを行うものとする。

9. 成果品

本業務の成果品を下記のとおり提出することとする。

- (1) 業務内容（1）に係る制作物一式
ロゴマークなどの制作物は編集可能なデータでも提出すること
- (2) 業務内容（4）に係る制作物一式
- (3) 実施業務報告書
業務内容に係る業務報告書を作成し、提出すること
- (4) その他、市が必要と判断した制作物

10. 支払方法

検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項は、本市との協議によって決定する。